

噴出する「群体性事件」（特集 中国・胡錦濤政権の課題）

| | |
|-----|--|
| 著者 | 渡辺 剛 |
| 権利 | Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp |
| 雑誌名 | アジ研ワールド・トレンド |
| 巻 | 157 |
| ページ | 12-15 |
| 発行年 | 2008-10 |
| 出版者 | 日本貿易振興機構アジア経済研究所 |
| URL | http://hdl.handle.net/2344/00004904 |

中国・胡錦濤政権の課題

噴出する「群体性事件」

渡辺 剛

●頻発するデモ・騒乱・暴動

最近一〇年あまりの間、中国では、大衆による大小様々なデモ・騒乱・暴動が頻発している。直近では、中国官製メディアですら報ぜざるを得なかった大規模暴動として、二〇〇八年六月二八日の貴州省黔南布依族苗族自治州甕安県雍陽鎮（県都）での暴動が耳に新しい。この暴動では、三万人を越える参加者があり、県政府と県公安局の庁舎が取り囲まれて焼き討ちされた。

これ以外にも、邦字紙や香港紙の報道を追えば、枚挙に暇がない程の頻発振りである。本稿執筆中の七月後半だけでも死者を伴う暴動は、七月一七日広東省惠州市、七月一九日雲南省普洱市孟連傣族拉祜族佤族自治县等で発生している（暴動の例は、『読売新聞』の報道より）。

デモ・騒動・暴動の頻発は中国共産党（以下、中共と略記）政権を揺るがしかねない問題となっており、数年来当局は高い関心を払ってきた。二〇〇五年に、中共政治局委員兼公安部長（警察長官に相当。以下、役職は当時のもの）周永康が、「群体性事件」

（デモ・騒乱・暴動の総称）は、社会の安定に影響する突出した問題であると公式に報告した。二〇〇六年の中共第一六期中央委員会第六回全体会議（二六期六中全会）の「決定」では、群体性事件を積極的に予防し適正な処置を行うことが、初めて党の重要文献に盛り込まれた（参考文献⑦）。

●「群体性事件」

前述のように、中国の公式の用語としては、デモ・騒乱・暴動をまとめて「群体性事件」と呼んでいる。例えば、中共中央組織部副部長李景田が二〇〇五年七月七日に、國務院新聞弁公室のプレスリリースにて、初めて対外的に群体性事件という言葉を使い、海外プレスに対して「騒乱」等の表現を使わないよう求めている（参考文献⑧）。

暴動や騒乱という表現には、日本語の場合と同様に、反政府活動的な色彩がある。社会が不安定であることを表す言葉でもある。中国当局としては、北京五輪を控え、また外資誘致の必要性を鑑みて、「国内の安定」イメージを演出したいため、これらの言葉を避けたのであろう。その他に、群

体性事件という、ある種中立的な言葉を使うことにより、中共の権力と民衆との対決という構図を避けたいという意図もくみとれる。中共政権は、後述するように、実態はともかく建前としては、群体性事件を極力「人民内部の矛盾」として扱う方針であり、政権に敵対的なものではなく、対話によって解決可能であるとの立場である。

治安当局者による、群体性事件の一般的な定義とは、「一〇人以上が集合し、共同で法律法規に違反し、社会秩序を擾乱せしめ、公共の安全に危害を及ぼし、市民の身の安全と公私の財産を侵犯する行為」とされる（参考文献⑨、三二ページ）。これには、後述する信訪（公的機関への苦情申立）条例に規定された人数以上での集団上訪（直接来訪による苦情申立）も含まれる。

●群体性事件の規模

最近では、群体性事件の件数や人数に関する、政府の逐年的全国統計は公開されていない。少々古い数値ではあるが、学術的統計としては、社会調査データに定評のある『社会藍皮書』（青書）の二〇〇五年版



中国・胡錦濤政権の課題

に掲載された数値(参考文献⑤、二三五ページ)を参考に挙げることができる。

同書によると、一九九三年から二〇〇三年の間に発生した群性事件の数と参加者数は急増している。件数で一万件から六万件に、参加者数で七三万人から三〇七万人に増加している。その中で参加者数が一〇〇人以上のものは、一四〇〇件から七〇〇〇件に増加した。また、党・政府機関への襲撃も増えており、二〇〇〇年に二七〇〇件であったものが、二〇〇三年には三七〇〇件になった。無論、この数値は「公式認定」にすぎず、実数は更に多くなる可能性が高い。また、近年では一〇〇〇人規模の事件が多いといわれ(参考文献②、五四ページ)、件数では年間約七万件台であるとの報道がある(参考文献⑥)。

●群性事件の形態

群性事件の形態については次のようなものがある。

①**集団上訪**。直接来訪による苦情申立、特に上級機関への直接来訪を上訪と一般に呼ぶ。苦情申立制度を規定した「信訪条例」によれば、複数人数での上訪は、代表者五人以内とされる。この限度を超えた多人数上訪が集団上訪である。二〇〇三年時点での、中国行政管理学会プロジェクトチームの調査によれば、全信訪総数における集団上訪は三分の二以上に上っている(参考文献⑩、一一六ページ)。

集団上訪が加熱し、多人数化や行動の過激化が起きると、次項以降の行動になりがちである。こうした事例が余りに多いため、「信訪条例」は二〇〇五年に改定され、過激行動を禁止する条項が明記された。なお、集団上訪は、都市部での発生が九〇%以上を占める(参考文献⑩、一一六ページ)。

②**デモ・座り込み**。中国には「集会游行示威法」(集会デモ行進法)があり、合法的なデモ活動は可能とされる。一般に群性事件と呼ばれるのは、同法の許可を得ていない集会とデモ・座り込みである。

上訪を受けた公的機関の対応に不満があったり、群集心理で行動が加熱したりして、集団上訪から移行することが多い。また、行動が拡大する過程では、当事者のみならず、義憤や同情に駆られた者の幫助、あるいはそれらを言い訳とする単なる社会的不満分子の便乗が見られる(参考文献③、一五七ページ)。

③**暴力的行動**。デモ・座り込みが更に加熱し暴走すると、暴力的な傾向を帯びるようになる。公的機関の取り囲みと脅迫、警察法等執行機関への反抗、道路・交通機関の封鎖、公共物の破壊等が行われる。暴動と呼ぶべき形態である。

●群性事件の背景

現代の中国社会には巨大な格差と社会集団間の利益衝突が存在する。これが群性事件を発生させる直接的な背景である。

例えば、貧富の格差を図る指標の一つジニ係数(〇から一の間の数で、一に近いほど不平等)では、家計平均収入で〇・四九六になり、社会の安定が危惧される〇・四を超える。更に、財産保有で換算すると〇・六五三にまで達する(参考文献⑬、二三〜二四ページ)。これは不平等を指摘される多くの発展途上国の状況を上回る不平等状態である。なお、同じデータから、所得の最上位層二〇%と最下位層二〇%の差をみた場合、その差は七二倍以上になる。また、こうした階層は固定化されつつあり、階層間の利益衝突が激しくなっている。

中国国務院(内閣)直属のシンクタンクである中国社会科学院の社会学研究所が、二〇〇六年に中国全土で実施した「社会和谐穩定問題抽样(サンプル)調査」によると、社会集団間に利益衝突が存在するかどうかという設問に対して、七八%弱が何らかの形で「衝突は存在する」と回答し、「多くの衝突がある」と「激しい衝突がある」の合計は二三%であった(数値は参考文献⑬、二三〜二四ページ)。

集団上訪が集中する都市部では、都市固有の問題も存在する。例えば、国有企業閉鎖・民営転換時の資産処分や再雇用を巡る、従業員と当局者との利害対立がある。都市開発を巡る問題もある。土地収容、取り壊し、立ち退きが行われるが、往々にして地方政府のやり方が一方的であったり、十分な補償をしなかつたりする(あるいは全く

しない)ため紛糾が起きる。また、私有財産として家屋を購入する人々も増えてきたが、彼らは、資産価値を下落させる都市計画・都市管理に反発する。しかし、地方政府、不動産開発業者が結託していることが多く、これが住民の政府に対する不満拡大の原因となっている(参考文献⑭、一二〇―一三ページ)。

● 群体系事件への転化

しかし、こうした不満も、正規の苦情申立や、司法制度、政府へのアクセスによる解決は本来可能である。非正規的手段「群体系事件」として表れるのは何故だろうか。

先ず、公的機関の信頼性の低さが挙げられよう。上に挙げた「社会和谐安定問題抽樣調査」では、個人のトラブルや生活困難が発生した際に、「誰」あるいは「何」を頼るかという設問がある。地方政府・中共党組織・司法及び法執行機関の全てについて、役に立たない、あるいは余り役に立たないとした回答は八〇%以上であった。また、社区組織(コミュニティ自治会組織)や職場についてもほぼ同様の数値であった(参考文献⑬、二七ページ)。つまり、法や公的制度に頼らない「自力救済」的な志向が生じる可能性が非常に高いといえよう。「小開小解決、大開大解決」(小さく騒げば小さな解決、大きく騒げば大きな解決)、つまり、騒ぎを大きくしなければ解決を引き出せないのだという大衆心理が生まれる

のである(参考文献⑫、五一ページ)。

また、大衆にとり、公的機関を構成する党・国家エリートとの間に大きな利益矛盾が存在するという認識も無視できない。二〇〇六年に行われた社会科学学院社会学研究所の「全国社会状況総合調査」では、この一〇年間で最も利益を得た集団はどれかとの設問に対し、「国家幹部」(中共と国家機関の職員全般を指す)であるとした回答は七一%強であった(参考文献④、六七ページ)。大衆には、党・国家エリートは現在の社会体制における最大の経済的受益者層であり、「一人勝ち」をしているように見えるのである。これが公的機関に対する不信感と攻撃的姿勢の源泉となるのであろう。実際に、国家幹部と大衆との間で、衝突は発生しがちである。やはり同じ調査の結果では、様々な格差と社会矛盾が存在するが、その中で、実際に衝突が発生するのは国家幹部と大衆との間であると結果が出ている(参考文献④、六七ページ)。

● 利害関係の無い群体系事件

具体的な利益衝突や公的機関の不正による権利侵害を主原因とし、権利の回復や獲得を目的とする群体系事件(これを「維権抗争」と呼ぶ)は、全体の八〇%を占める(参考文献①、四ページ)。しかし、これ以外に参加者の多くが何ら具体的な利害関係を有していない群体系事件も存在する。「泄憤」(憤懣発散)や「無直接利益衝突」と

表現される類型の群体系事件である。

この類型は、自分自身や直接係わりのある家族・親類・友人の問題ではなく、全くの他人の問題に便乗して騒ぎを起こすものである。日頃の公的機関への不信感と鬱屈した社会不満が結合して発生し、暴力と破壊を伴う。本稿冒頭に挙げた貴州省の事件もその典型である。

また、騒ぎが起きる理由は、義憤や同情の大義名分が立てば何でもあり得る。大きな構図としては、公的機関の不当な措置に虐げられた被害者にくみするというものである。この「不当な措置」は、事実ではないことも往々にしてあり、流言飛語、特に携帯電話のショートメッセージの伝播を通じて「口コミ」によって火がつく。

● 群体系事件頻発への対応

中国当局は、警察力整備も行いつつ、「和谐社会」のスローガンの下、融和姿勢を強調している。冒頭の一六期六中全会の「決定」では、群体系事件は基本的に「人民内部の矛盾」であり、中共政権に敵対する性質のものではないという立場を採っている。群体系事件の原因となる大衆の抱える様々な困難に関心を払い、解決の手助けをすることが最たる予防となるとの考えを示した。他方、発生した群体系事件に関しては、警察力、武器類、強制措置の使用を慎む原則を堅持し、不適切な力の行使で事態悪化を招かぬようにすることが強調された。



中国・胡錦濤政権の課題

二〇〇八年七月には、「関于違反信访工作紀律処分暫行規定」が出され、大衆への不当な対応や警察力の濫用等で、集団上訪や群衆性事件の拡大と事態の悪化を招いた公務員への処罰が明記された。

ただし、内外の「敵対勢力」が群衆性事件を煽動・利用する可能性は、引き続き警戒すべしとされ、社会の安寧に大きな影響を及ぼし、重大な暴力行為が見られた際には、果敢な処置をとるとしている。二〇〇八年三月に発生したチベット蜂起への、武力鎮圧がその例である。

また、利益表出のチャンネル整備も志向されている。中共一六回党大会では、秩序ある政治参加の拡大が謳われ、一七回党大会では、具体的に人民の知る権利、参政権、(利益)表出権、監督権という権利を列挙し、これらが保障されなければならないとした。更に、基層レベルでの大衆の自治範囲を拡大することも触れられた。

群衆性事件の最も根源にある格差の問題については、社会保険の範囲を農民及び農民工などにも拡大し、労働者保護を意識した労働契約法を施行したりするなど、社会的弱者救済には乗り出している。

ただし、大きな格差・社会矛盾が改善されたわけではない。また、都市部固有の問題の緩和も寡聞にして聞かない。構造的な問題故に改善は困難であろう。大衆の公的機関に対する信頼の回復や、有効な利益表出制度の確立にも、少なからぬ時間が必要

である。つまり、群衆性事件が依然として増え続け、その対応に政権が苦慮するという構図は当分変わりそうにない。

(わたなべ たけし／杏林大学総合政
策学部准教授)

《参考文献》

①于建嵘「中国の社会泄憤事件と管治困境」『当代世界と社会主義(双月刊)』二〇〇八年第一期。

②于德宝「当前群衆性事件的特点和原因」『党政幹部論壇』二〇〇六年第六期、人民網転載のもの <http://theory.people.com.cn/GB/49154/49156/4511453.html> (二〇〇八年二月二日アクセス)。

③王維国編著『公民有序政治参与の途徑』人民出版社、二〇〇七年。

④王俊秀・楊宜音・陳午晴「二〇〇六年中国社会心態調査報告」汝信・陸学芸・李培林主編『二〇〇七年——中国社会形勢分析と予測(社会藍皮書)』社会科学文献出版社、二〇〇六年。

⑤呉忠民「中国社会公正の現状と趨勢」汝信・陸学芸・李培林主編『二〇〇五年——中国社会形勢分析と予測(社会藍皮書)』社会科学文献出版社、二〇〇四年。

⑥呉亮ほか「網路文化衝撞」『瞭望』二〇〇八年第八期。

⑦新華社電「解説六中全会『決定』妥善処理群衆性事件」(新華網二〇〇六年二月八日、<http://www.xinhuanet.com/>

politics/2006-12/08/content_5454148.htm (二〇〇八年二月一日アクセス)。

⑧沈徳理・李芬「城市化進程中的社会衝突——政府的視角——来自海口市的实证調査」『華中師範大学学报(人文社会科学版)』第四六卷第二期、二〇〇七年。

⑨孫廷華「略論群衆性事件」『上海公安高等専科学校学报』第一七卷第五期、二〇〇七年。

⑩中国行政管理学会課題組『中国転型期群衆性突発事件対策研究』学苑出版社、二〇〇三年。

⑪陳利華「群衆性事件」考検中国(『環球』二〇〇五年八月一日、中国社会科学院サイトに転載、<http://sym2005.cass.cn/file/2005082136189.html> (二〇〇八年二月一日アクセス))。

⑫楊天峰「政治性群衆性事件的防範与処置」『吉林公安高等专科学校学报』第二一卷第六期、二〇〇七年。

⑬李培林・陳光金・李焯「二〇〇六年中国社会和諧穩定狀況調査報告」汝信・陸学芸・李培林主編『二〇〇七年——中国社会形勢分析と予測(社会藍皮書)』社会科学文献出版社、二〇〇六年。

⑭李凡「中国基層民主發展中的困難和問題」李凡主編『二〇〇六／二〇〇七 發展報告中国基層民主』知識産権出版社、二〇〇七年。